

平成24年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	4	府省庁名	内閣府
対象税目	個人住民税 <u>法人住民税</u> 住民税(利子割) <u>事業税</u> 不動産取得税 固定資産税 事業所税 <u>その他</u> (特別土地保有税)		
要望項目名	金融業務特別地区における税制上の特別措置		
要望内容(概要)	<p>1 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）の期限到来後の次期法制においては、現行法を基に、法人税の優遇措置の見直しを行う。</p> <p>2 特例措置の内容 金融業務特別地区内において、上記優遇制度の適用を受けた場合に係る法人税負担の軽減が認められた場合、法人住民税（法人税割）及び法人事業税等についても同様の効果を適用する（自動連動）。</p>		
関係条文	〔 地方税法第23条第1項第3号、同法第72条の23第1項、同法第292条第1項第3号 〕		
減収見込額	(初年度) ▲1.5 (—) (平年度) ▲1.5 (—) (単位：百万円)		
要望理由	<p>(1) 政策目的 金融特区において、金融業及び金融関連業務のバックアップオフィスの業務については、企業の進出が見られるものの、金融商品の取り扱い、顧客からの資金の預かり等の本来の金融業の集積、発展著しいアジア諸国からの外資系金融機関の誘致等が課題となっている。 さらに、金融特区については、沖縄における金融業務の集積・発展だけでなく、内外からの投資資金の呼び込み等、今後の沖縄の発展にも寄与することが期待されており、制度的な環境整備を行うことが必要である。</p> <p>(2) 施策の必要性 金融業務はグローバルな性格が強く、沖縄における金融特区の制度的内容については、周辺アジア諸国との比較を念頭に置くことが重要である。例えば、実効税率で見たアジア諸国の水準は、シンガポール・台湾が17%、香港が16.5%であり、これらの環境に比しても遜色ない制度的措置を行っていく必要がある。このため、金融特区における実効税率の引き下げ、投資環境整備の観点からの必要な措置を講じていくことが必要である。</p>		
本要望に対応する縮減案			
		ページ	4—1

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策分野「沖縄政策」 政策「沖縄政策の推進」 施策「沖縄における産業振興」
	政策の達成目標	金融特区における ①金融関連企業の集積 ②新たな雇用数の増加
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	平成29年3月31日
	同上の期間中の達成目標	金融特区における ①金融関連産業の集積（20社） ②新たな雇用数の増加（600人）
	政策目標の達成状況	金融業務特別地区には、制度創設の平成14年7月以来、14社（累計）が立地し、550人の雇用が創出されている。 （平成23年3月末）
有効性	要望の措置の適用見込み	法律成立後、平成24年度から税制の特例措置が創設されれば、毎年平均2社程度の進出が見込まれる。 （特区進出アンケート調査結果（沖縄県実施）による）
	要望の措置の効果見込み （手段としての有効性）	平成23年度中の国会において、現行の沖縄振興特別措置法の後継となる法律が成立した後、速やかに「金融業務特別地区」を指定し、制度創出に伴い、毎年2社程度の進出が見込まれる。 ※「金融業務特別地区」・名護市
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	法人税及び所得税の軽減
	予算上の措置等の要求内容及び金額	1 地方税（法人事業税、固定資産税、不動産取得税）の免除 2 地方税を課税免除した場合の地方交付税による減収補填
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	「新金融立国」に向けた施策として、金融業務特別地区制度の延長・拡充を図り、アジアの資金を集め、アジアに投資するアジアの一大金融センターを目指すためには、一定の要件を満たすことにより特例を受けることができる税制措置を講じることが効果的であり、将来的には、税収減を上回る追加的な税収が期待できる。

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>制度創設以来、金融業務特別地区における14社（累計）の立地及び550人の雇用創設に係る措置法の適用実績は、所得控除2百万円（延2社）、投資税額控除の9百万円（延3社）ある。</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>制度創設以来、金融業務特別地区における14社（累計）立地及び550人の雇用創設に係る措置法の適用実績は、適用要件が厳しい中でも、投資税額控除の9百万円あることから、租特の適用による効果はある</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>平成23年 立地企業 20社（累計） 雇用者数2,005人 （沖縄県産業振興計画より）</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>平成23年3月末 企業立地数14社（累計） 雇用者数550人 （理由） 事業認定のハードルが高いこと、事業認定されてもそのメリットが限定的（「専ら」要件が税制優遇を受ける際の最大の支障）である等が指摘されている。企業を誘致し集積を促すにはインセンティブが必要であるが、現行制度は企業のニーズにあっていないため。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成14年 金融業務特別地区 創設 平成19年 ①認定法人の所得控除制度の拡充・延長 ②法人税の投資税額控除の拡充・延長 ③地方税の課税免除又は不均一課税に対する減収補填の延長</p>